

### 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

第6期計画（平成27年度～平成29年度）は、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、第5期からの方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な計画として策定しました。

計画では、健康の維持・増進、要介護の状態になることを防止するための総合的な対策として各種介護予防事業に重点を置き、それぞれの地域における多様なサービスの充実を目指しています。

第6期計画中に当市の高齢化率は25%を超え、介護給付費（介護施設サービスやデイサービス、福祉用具購入などにかかる費用）は、3年間で94億3千万円を見込んでいます。

さらに、平成37年には高齢化率が30%超、年間介護給付費42億7千万円という推計値が出ています。

その他、計画には市民の皆さま2,970人に「協力いただいた」「高齢者保健福祉アンケート」「日常生活圏域ニーズ調査」の

問い合わせ  
介護保険課 ☎45-8122

#### 標準給付費見込額

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計	平成37年度
標準給付費見込額	30億1千万円	31億4千万円	32億8千万円	94億3千万円	42億7千万円
高齢化率	25.4%	26.0%	26.7%	-	30.8%

※計画の全文は、市ホームページでみることができます。  
集計結果についても掲載しています。



絵本の読み聞かせに夢中になる子どもたち（もみの木ふれあい広場）

市では、国の支援新制度や法律に対応した「子ども・子育て」「高齢者」「障害者」の福祉に関する諸計画を策定しました。第5次下妻市総合計画で掲げる「地域で支えあいやさしく暮らせる安全安心都市」の実現に向けて、さらに手厚く子育て・医療・福祉の支援に取り組んでいきます。

#### 「子ども・子育て・子育て支援プラン」

市では、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策行動計画を一体的に、「下妻子ども・子育て応援プラン」として策定しました。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間。「地域で育む子どもの未来」笑顔あふれる子育てのまち「子育てサポーターしもつま」

の理念の下、①すべての子どもがすこやかに ②子育て家庭が喜びをもてるように ③地域みんなの力の発揮の3つの基本視点を掲げています。総合的な子育て支援事業の充実などを図るため、次の13の重点事業に取り組みます。

#### 重点事業

- ① 時間外保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧ 利用者支援に関する事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業および要保護児童等支援事業
- ⑪ 妊婦健診実施事業
- ⑫ 実費徴収に係る補給給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



### 第4期障害福祉計画

第4期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の提供体制の確保や円滑な実施を目的として策定するものです。

この計画は、「障害者プラン（下妻市障害者計画）」の実施計画としての位置づけとなっています。

障害者プランの理念でもある「ともに支えあう障害のある人にやさしいまち」を実現するため、この計画に基づき、①相談支援の充実 ②障害福祉サービス等の基盤整備 ③地域生活の支援 ④障害のある児童の支援などの各種事業に取り組んでいきます。

「第4期下妻市障害福祉計画」は、平成27年から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

※計画の全文は、市ホームページで見ることができます。

問い合わせ  
福祉課 ☎43-8352



		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害者計画	第1期													
	第2期													
障害福祉計画	第1期													
	第2期													
	第3期													
	第4期													



利用者支援専門員  
めんどう 面土座 由美さん

問い合わせ 子育て支援課 ☎45-8120

「子どもを預けたい...」「子どものことで気になることがある...」「こんな時は、「利用者支援専門員」に相談ください。」

市では、4月から「利用者支援専門員」を市役所子育て支援課内に配置しています。「利用者支援専門員」は、子ども・子育て支援の推進にあたって、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所等情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、利用者を支援します。

「ご利用ください」「利用者支援専門員」